

第2 掛金及び補助金 (互助会運営規則第2条、第9条)

1 毎月の掛金及び負担金

- (1) 会員負担掛金率 = 給料の月額(調整額含) × 13/1000 + 1,000 円(福祉積立金)
毎月の初日(月の途中で会員資格を取得した場合は資格取得日)の給料の月額が算定の基礎になります。
欠勤、休職等の理由により給料の全部又は一部が支給されない場合でも、減額前の給料の月額が算定の基礎になります。(掛金は日割や減額されません)
- (2) 育児休業中の会員の掛金
本人の申し出により、掛金が免除となります。
免除期間…… 育児休業の初日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで
必要書類…… 「育児休業掛金免除申出書」
ただし、公立学校共済組合に加入している会員は、公立学校共済組合へ掛金免除の申し出をした場合、提出不要です。
なお、申し出後に育児休業の期間に変更があった場合は、
「育児休業掛金免除変更申出書」
- (3) 特別会員掛金の算定については、「厚生部(退職互助会制度)」P359の項目を参照してください。

2 補助金

県補助金は、給与が県費支弁の会員について互助会から秋田県へ請求します。
年額は、互助会が申請する補助対象事業費を基に、県により決定されます。
市町村補助金は、給与が市町村費の職員及び各種団体等の会員について互助会から各市町村・団体等へ上半期分は9月、下半期分は3月に請求します。
負担率は会員掛金の13分の4.5となっています。

第3 掛金、補助金の払込み

1 掛金の払込み

掛金は、給与支給機関が給与から控除し、速やかに互助会へ払い込むことになっています。

・必要書類…「払込用紙」

給与支給機関が給料から掛金を控除できない場合の払込方法

欠勤、休職その他の事由により、給料の全部又は、一部が減額されている場合

「払込用紙」を互助会から所属所又は会員本人へお送りしますので、その用紙により指定期日までに最寄りの金融機関から互助会へ払い込んでください。

2 補助金の払込み

市町村補助金は、請求書に「払込用紙」を同封して事業主へお送りしますので、その用紙により指定期日までに最寄りの金融機関から互助会へ払い込んでください。